	定量法　デコキネート（$C_{24}H_{35}NO_5$）約0.1ｇを含む量の本品を有効数字３桁まで量り、その数値を記録し、0.1mol／Ｌ塩酸・メタノール試液100mLを加え、よく振り混ぜた後、遠心分離し、上澄液をとる。さらに、残留物を0.1mol／Ｌ塩酸・メタノール試液20mLずつで、３回同様に操作し、全ての上澄液を合わせ、0.1mol／Ｌ塩酸・メタノール試液を加えて200mLとする。この溶液１mLを全量ピペットを用いて量り、100mLの全量フラスコに入れ、0.1mol／Ｌ塩酸・メタノール試液を標線まで加えて100mLとし、試料溶液とする。この溶液につき、波長265nm付近の極大波長における吸光度Ａを測定する。 デコキネート（$C_{24}H_{35}NO_5$）の量（mg）$=\frac{A}{1,285}\times 200,000$ ㈡　保存の方法の基準 デコキネート製造用原体の保存の方法の基準を準用する。
(124)～(157)　（略）	(127)～(160)　（略）

附　則

この省令は、平成三十年七月一日から施行する。ただし、別表第２の８の(112)の改正規定は、公布の日から施行する。

○農林水産省令第七十一号

飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律（昭和二十八年法律第三十五号）第七条第一項及び第二項第四号から第六号までの規定に基づき、飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十九年十二月二十八日

農林水産大臣　齋藤　健

飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律施行規則の一部を改正する省令

飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律施行規則（昭和五十一年農林省令第三十六号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分（以下「傍線部分」という。）でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改め、改正前欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを削る。

改正後	改正前
第十二条　法第七条第一項の農林水産省令で定める特定飼料等の種類は、次に掲げるとおりとする。	**第十二条**　法第七条第一項の農林水産省令で定める特定飼料等の種類は、次に掲げるとおりとする。
一～十一　（略）	一～十一　（略）
（削る）	十二　バージニアマイシン
十二～十五　（略）	十三～十六　（略）
（削る）	十七　硫酸コリスチン
十六　（略）	十八　（略）
別表第一（第十四条関係）	別表第一（第十四条関係）

特定飼料等の種類	特定飼料等製造設備	技術上の基準
（略）	（略）	（略）
	（略）	（略）
	（略）	（略）
	（略）	（略）

特定飼料等の種類	特定飼料等製造設備	技術上の基準
（略）	（略）	（略）
	（略）	（略）
	（略）	（略）
	（略）	（略）